伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。 平成30年9月13日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例 (平成 16 年伊賀市条例第 204 号) の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第1号の表備考中「第13条第1号」を「第14条第1号」に改め、同条第2号の表備考中「第13条第2号」を「第14条第2号」に改め、同条第3号の表中「第15条第1号」を「第1号」に、「第15条第2号」を「前号」に改め、同表備考中「第13条第3号」を「第14条第3号」に改め、同条を第16条とする。

第14条第3号の表中「第14条第1号」を「第1号」に、「第14条第2号」を「前号」 に改め、同条を第15条とする。

第13条第3号の表中「第13条第1号」を「第1号」に、「第13条第2号」を「前号」 に改め、同条を第14条とする。

第12条第3号の表中「第12条第1号」を「第1号」に、「第12条第2号」を「前号」 に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料)

第9条 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料の額は、1件につき27,000円とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。